

解 説**マルチメディア社会をめぐる法律問題—知的財産権を中心として—****5. マルチメディア情報の開発・利用と著作権†**

藤 波 進†

1. はじめに

経済社会環境の変化と情報通信技術の進歩による高性能低価格な機器、ソフトウェア、通信ネットワークの出現を背景として、電子化される著作物等（創造的な文芸音楽等の表現である著作物および統計等のデータ）も多くなり、権利等を特に意識せず軽い感覚で利用するライト化や文字図形写真等を混在させるマルチ化、あるいは受け手と送り手が状況に応じて創作者・提供者・利用者を演じるフリー化の傾向が強くなりつつある。また、通信ネットワークの整備は散在する特定の利用者をも対象とし、著作物等の鮮度と利用者ニーズとのFit性を競争優位とする様々な情報サービスを実現しつつある。これらで利用され生成される著作物についての著作者の権利（著作権と著作者人格権）は著作権法（以下、法）で保護される。絵画（美術の著作物）を例にとれば、絵画は画布(物)に記録（固定）され、絵画の所有者は絵画の描かれた画布（物=物理的に管理可能なモノ）を所有する（直接的排他的支配権を実現する）ことによって絵画をも間接的に支配する方法により、法は著作権等を保護してきた。しかし、電子化された場合、著作物は情報（≠物）に固定され、法の予定する条件と異なる事態が生じてきた。この事態に対し、著作物と物とが固定され一體を成していることを予定した法の規定をどのように解釈して権利者と利用者の調和を図るかが問題となる。

本稿では、法で保護された著作物（保護著作物）の電子的行為による利用、電子的行為により

生成された著作物等の保護、および通信を介した著作物等の流通につき、通信ネットワークを介した情報サービスを例として、問題の所在、意味および現況等を紹介する。

2. 問題の所在と主な論点

情報の収集、整理加工、流通利用では次のような事柄が問題となる。

2.1 情報の収集：保護著作物等の利用

収集した情報に対しコード化デジタル化や信号圧縮等の電子的行為が行われる。電子的行為で物理媒体にコピーする、あるいは不要な信号の削除により著作物の創造的な表現や本質的な特徴を形成する表現が侵された場合は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害が問題となる。また、限られた範囲内で著作物を複製する場合に私的使用と解して複製が認められるのか、あるいは創造的な知的活動の存在が認め難い経済統計などの法では保護されないデータ（非著作物）の取扱いも問題となる。いずれも電子的行為の実態と法的な評価が異なることが多い。たとえばLANに接続されたクライアント機器に中継する情報をサーバに一時的に読み込んだ場合、読み込みは物理的には複製行為である。しかし、読み込み終了の次の瞬間に送出し消去されて人間が感得しない場合をも複製と見る（権利義務が生じる行為であると法的に評価する）ことには疑問が生じる。また、少数の趣味仲間で無線LANを構築し適法に入手した著作物を相互に利用した場合に、この行為が複製の許された私的使用に該当するかの法的な評価はLANの構造や運用の実態と当該条文の趣旨や文言とを勘案して定まる。このようにどの程度の行為があれば法に抵触するのか、あるいは適切な事前措置をとっていれば文言上は法に抵触するが法的な評価としては抵触しないと解される余地が生

† Copyrights and the Development and Use of Multimedia Information by Susumu FUJINAMI (Information & Communication Systems Laboratories, and Communication Science Laboratories, NTT).

† NTT 情報通信研究所兼コミュニケーション科学研究所

じるのか、または違法性阻却（処罰するほどの違法性がないこと）や責任阻却（ある人の道具として行われた行為は行為者の責任を問うことが困難）等の手続上の要件によって処罰を免除もしくは軽減できるのか等も論点となる^{*}。

（1）一時的な複製

保護著作物をメモリや機器内に複製するときに、どの程度の複製の時間、量、質ならば複製権侵害との法的な評価がなされるのであろうか。

思うに、法が複製を「有形的に再製すること」と定義し無形的な再製を排除したのは、複製物が形をなし相当時間存続して著作物としての価値を持つことを条件とする趣旨と解される。したがって複製する目的や態様により複製権を侵害しないと解する余地が生じるし、プログラムの著作物では「必要と認められる限度」内での複製と解することも可能であろう^{**}。この場合、非複製とされるには当該行為が著作権者の正当な利益を不当に侵害しないことが要件となる。たとえば瞬間的な複製消去は、複製箇所が特定され時間内に確実に消去される場合には複製であるとの法的な評価を下すことは困難であることから、相応の規範を定め規範にのっとった瞬間的な複製消去は可であろう。もちろん、規範で定めたすべての規定が技術的に厳密である必要はなく、権利者の利益を侵害しないことの蓋然性が確保される程度でよいものと解する^{***}。

（2）コード化デジタル化および信号圧縮

これらの行為は対象著作物等の物理的な変更をともなうことから、同一性保持権（著作物の同一

^{*} 強行規定に抵触する場合を除き私法領域での行為は、私的自治の原則により、著作権者利用者間の契約に委ねられる。しかし、契約者間の権利義務等の利益衡量が著しく均衡を欠く場合は私法の一般原則等によって是正される。また、所管官庁の了承等を得た標準規定による契約や利用方法の事前の公示によって違法性や帰属性を減少させる試みも多い。もっとも所管官庁は私法領域に属する著作権法の有権的解釈を行う立場ではなく了承等が法的に特段の効力を持つものでもないことから、このような措置を司法当局が必ずしも認めるものではないし、個々の具体的な事情によつては裁判所が否認することもある。

^{**} 著作権法47の2条1項（著47の21。以下、同じ）類推および著作権審議会第2小委員会（コンピュータ関係）報告書（s48.6. 文化庁）第2章II 3, 5。

^{***} 規範は判例や所管官庁の公式見解に準拠することが多い。しかし判例も公式見解もない事案では、私法、特に経済法の原則にのっとって事業者あるいは業界としての規範を定立して実務を推進せざるをえない。また、規範の技術的縦密性と権利侵害がないことの関連については、権利ごとに個別に検討する必要がある。さらに、権利侵害しなかつた、あるいは権利侵害できないことの証明については立証責任の転換による方法も検討に倣する。

性を保持する権利）の侵害が問題となる。変更、削除等を受けないと文言を厳格に適用すると、ピットレベルの微細な変更も同一性保持権の侵害となり、公正な利用をも図る法の趣旨に反する。それでは、どの程度の物理的な変更までならば同一性保持権の侵害にあたらぬと解せるのであろうか。

そもそも同一性保持権は著作者の芸術的良心や愛着等の主観的価値を保護するものであり、日本の著作権法は「その意に反する」改変の禁止により著作物の保護に関するベルヌ条約に比べ強い権利を著作者に付与している。このため、著作による権利侵害の主張により即、侵害が成立すると解され、著作物の改変による利用が難しくなっている。他方、同一性保持権の範囲を「名誉または声望を害するおそれのある」改変まで縮退させる提案^aや著作者の精神的人格的利益を害しない程度のものであるときは権利侵害にあらぬとする考え方^{**}もあり、権利侵害の要件を著作者の主観的価値に係わらせるることは法の安定性を脅かすとする立場からは改変と見なさない客観基準を設け、必要性がきわめて高く権利者の利益を不当に侵害しない場合は同一性保持権に抵触しないと解することも可能であろう^{***}。

同一性保持権の侵害は、侵害となる表現の変換行為が翻案権侵害にもなるのか、また、私的使用のための翻案と著作者人格権との関係も問題と

^a 知的財産研究所：Exposure '94 マルチメディアを巡る新たな知的財産ルールの提唱、pp.43 (1994)。

^{**} 半田正夫：著作権法概説（第6版）、一粒社、pp. 132、なお同一性保持権の適用を排除する例外的な場合を抽象的に定めた著20 II④の適用は、厳格に適用する見解とやや緩やかに解する見解とがあり、裁判所の判断も分かれている（法政大学懸賞論文事件、東高裁H3.11.19判決；著作権判例（第2版）pp.134、有斐閣）。

^{***} 改変の必要性の判断は実行者の認識と一般人の認識に得た情報を基礎事実として社会通念に従う（折衷的相当因果関係説準用）と解する。微細な物理的改変を同一性保持権の例外とする法律構成は、著20 II④の主張、適正な利用許諾契約を前提とした同一性保持権行使しない付隨義務契約あるいは默示契約の主張、あるいは信義誠実の原則や権利濫用の禁止等の一般則の主張も可能であろう。特に電子化情報は情報量や表現形式等の機械的改変やインターネットの改変が必須であり、それが国際標準で定められた手順等に従いあるいは機器やソフトウェアによって定まる止むを得ない改変であつて創作性を発揮してはならない改変である場合には、著20 II④の法律構成により同一性保持権に抵触しないと解する余地も大きい。また、使用の目的性質、著作物の性質、使用された著作物の質量、市場への影響や損害額を勘案しフェアユースの法理（米著107）によって排他的権利を制限する法律構成も可能であるが、日本での適用は困難であろう（曾我部健「著作権に関するフェアユースの法理」著作権研究 Vol.20, pp.113）。

なる^{*}。

(3) 経済統計データ等の非著作物

経済統計データや市況データも情報収集の対象となるが、事実を示すデータ自体には創作性がなく法では保護されない。しかし、素材の選択や配列あるいは情報の選択や体系的な構成に創作性があるものは編集著作物あるいはデータベース(DB)の著作物として保護されることから、データ集合からデータを収集する場合が問題となる。抽出物が保護著作物でなければ著作権侵害は生じないが、抽出物を格納する構造が収集元の構造と類似している場合は編集著作物あるいはDBの著作物の権利侵害となる恐れがある。なお、収集中多大の労力時間費用を要し経済的価値も高い非著作物の保護については、様々な対応がなされている^{**}が法的措置は今後の課題である。

2.2 情報の整理加工：生成された著作物等の権利と保護

適法に入手された様々な著作物等が人々によって適法に処理されて新しい情報が生成される。生成された新しい情報は著作物となるのであろうか。また著作物ならば著作物の種類は何でだれが権利（著作権および著作者人格権）者となるのであろうか。

著作物と認められ著作者を特定するには創作的寄与と評価し得る知的活動の所在と関与者の特定が必要であり、情報の生成態様を個別具体的に検討する必要がある。

(1) データベース管理システム(DBMS)等を使用して生成されたDB

検索ソフトを用いて他者のDBやファイルから

^{*} 翻案は二次的著作物の創作行為を指すものでありピットレベルの物理的単純な改変は翻案権に抵触しないと解される。特にプログラムの著作物は社会通念上「必要と認められる限度」の複製翻案は適法行為であることから、プログラム類似著作物は著47の21の類推や趣旨類推適用による法律構成に対応可能とする余地がある。また、私的使用のための翻案に著作権は及ばないが、このことと著作者人格権とは無関係であること、および著しい改変により外見的な表現形式が原保護著作物と同一ではなくなり原著作物と異なる作品となった場合でも原保護著作物の表現形式上の本質的な特徴を直接感得しうるものである場合には同一性保持権を侵害する改変と解される（最判昭55.3.28、同旨）。

^{**} コモンロー上の不正競争的な考え方を取り入れた額の汁の理論、著作物か否かを問わず発行時から10年間の複製権を認めたカタログルールあるいはDBからの不正抽出防止権による保護が試みられている。実務の多くは当事者間の複製禁止契約締結で対応するが債務不履行時の立証の問題が残る。特に閲連被害額の大きい金融データの不当複製や不当複製に起因するリアルタイムな被害の拡大を考慮すると、窃盗、二項許敗、横領等の刑法適用も可能であろう。

必要な著作物等を選択しDBMSでサービス用DBを生成した場合、人間がほとんど関与せず機械には思想や感情が認められないことから、当該DBが著作物となるかが問題となる。

DBの構成は概念・論理・物理設計に基づくDBMS走行により定まる。設計は様々な思想を整合させる創作的活動と評価できることから設計活動に創作性が認められる。したがって、設計からDBMS走行までの活動を全体として評価し、生成したサービス用DBは著作物と解される。著作者は創作的寄与と評価し得る設計工程を担当した者である。また、検索ソフトに検索条件を与える等情報選択方法を創作的に定めた者も著作者となる。各著作者の創作的寄与を分離して個別に特定できない場合は、生成されたDBは共同著作物となり各人は共同著作者となる[†]。

(2) 加工により生成された情報

知的な活動により創作的な表現が得られた場合、生成された情報が二次的著作物となるのか原著作物と異なった新しい著作物となるのかが問題となる。

権利者の許諾を得た翻訳、編曲、変形等による創作的な表現は二次的著作物となり、表現形式が原著作物と同一でなくなった情報も原著作物の本質的な特徴を感じ得るならば二次的著作物となって、その利用に関し原著作物の著作者は二次的著作物の著作者と同じ権利を専有する。

もちろん、原著作物が推認できない創作的な表現は新しい著作物となり、その知的活動を行ったすべての者が著作者となって権利を主張できる。

(3) 著作者

著作者人格権が一身専属であり譲渡できないことから、著作者が個人である場合あるいは図画音楽等が混在する著作物を異なる企業や個人が共同作成した場合、生成された著作物を使用する企業は改変や氏名表示等について制約をうけることがあり問題となる。

著作権を使用する法人が原始取得することが有效である。しかしプログラムの著作物は立法措置がとられているが、他の著作物は法が規定する要件をすべて満たさなければ法人に著作権は帰属し

[†] 生成された情報が編集物の場合も同様である。また、DBの著作物および編集著作物の部分（内容）に保護著作物を使用する場合は当該保護著作物の権利に留意した措置を要する。

ない。したがって法人著作権の取得を意図するならば、情報の整理加工を行うときの発意者の要件、業務の指揮命令の程度あるいは海外と共同作成する場合の準拠法等について、事前の措置が必要である。また、法人著作権を取得できない場合は著作者人格権の不行使契約締結等の対応をしておく必要がある。

2.3 情報の流通利用：情報サービスの事業者利用者の権利と保護

流通に関し法は出版を引き受ける者には出版権を、また、著作物利用の有力媒体である放送や有線放送には利用行為自体に著作物の創作に準じた創作性を認め著作隣接権を認めている。しかし通信ネットワークを介した情報サービス事業者（以下、事業者）や利用者事業者の双方に関わる法の規定がないことから、実務でも様々な問題が生じている。

(1) 著作物使用権の取得義務者と著作物使用料

情報サービスでは講演、小説等の言語の著作物を音声でも提供することがあり¹⁾述権あるいは上演権演奏権が働く。この場合、権利の取得義務者あるいは著作物使用料の支払い義務者は事業者利用者あるいは機器提供等の第三者なのかが問題となる。

著作物の使用につき法は権利者が使用ごとに許諾する個別許諾を原則とするが、権利者利用者が多数で使用形態も多様な場合には包括許諾の方式を採用し使用料も客席面積等によりいわばドンブリ勘定的に徴収している（ex. 日本音楽著作権協会著作物使用料規定）。通信ネットワークを介した情報サービスでは利用者や使用形態も特定できることから、異論もあるが、個別許諾を可とする²⁾。著作権を仲介管理する協会を介した場合には金額の算定方法や事前事後の支払い時期に関わる権利行使の認定時期をマシン登録時、送信時、再生時等の何時と定めるのかが問題となる。

(2) 私的 使用

利用者が送信された適法な保護著作物を私的使用の目的で複製するときは著作権が働くかない。家

¹⁾ 個別許諾の場合、権利者を特定し難いことが問題となる。権利者等の集中管理機関の具体化も遅れている現状では、事業者の権利者を特定する相応の努力と使用形態を把握し相当な使用料を供託する等、適正な使用料を確実に支払う仕組みをサービスに組み込むことで解決が図られている。

庭内あるいは親族内での閉域利用は私的使用とされる「限られた範囲内」に該当するのか、私的使用の線引きが問題となる。また、その限度を超えて使用する場合、利用者が違法な使用を意識せず故意過失も認め難いことも多く、利用者の罪責や事業者の共同不法行為責任が問えるのかが問題となる。さらに利用者の侵害に係わる警察からの事業者への協力要請の対応も問題となっている。

(3) 事業者の責任と保護

放送事業者や有線放送事業者は著作隣接権を有し、放送等で流した情報を傍受して録音録画することは権利侵害にあたる。しかし、通信ネットワークを介し有線無線で著作物等を提供する事業者には著作権法上の保護は認められていない。このため著作権紛争等が生じた場合には著作物等を扱う当事者が処理し、事業者は回線を流れる情報や情報使用形態には関与しないとの立場を原則としてきた。しかし、企業の社会的責任論や有償契約にともなう事業者の付随義務責任論が顕在化¹⁾し、立証責任を事業者に転換するPL法を趣旨類推適用して事業者の不法行為責任を問う法律構成も可能であることから、事業者の権利義務の明確化が問題となる。これに関し、カラオケ装置のリース業者がカラオケ設置者の著作権侵害の危険を創出し危険防止措置や危険の存在を指示警告する注意義務に違反したとして、リース業者に演奏権侵害の共同不法行為責任を認め損害賠償を命じた下級審判決もあり²⁾、事業者は著作権侵害に係わる権利者からのサービス差止めや損害賠償の請求権を行使される危険を負担しつつ事業を展開している状況にある。この負担は権利者の受益利益に比べ著しく均衡を失する場合があり、問題となる。

事業者の保護は、有線無線を問わず、無断複製を禁止できる著作隣接権相当の流通事業者の権利（流通権；仮称）を設けることにより保護するべきであろう³⁾。流通権の設定は情報サービス用ネットワークが具備すべき障害処理統計処理の機能や運用形態を限定することを可能とし、投資の最

²⁾ 流通権（仮称）の詳細案は割愛する。なお、データベース・ディストリビュータ等の著作隣接権制度による保護については、ディストリビュータは利用者との契約により利益を確保することが可能であり必要性が乏しいこと、新たに著作隣接権的な権利を設定することは著作隣接権制度全体と関わる問題で広範な検討を要する課題であることから、その具体的検討は先送りとなっている（著作権審議会第7小委員会報告書第3章VIII: S 60.9）。

適化や運用費の削減および責任分担の明確化による利用者自由度の向上をもたらすことになる。

3. おわりに

マルチメディア情報の開発利用に関する著作権法の問題は多岐にわたり、問題にも幾多の論点があり、各論点の解釈も事案の個別事情の影響を受けることから、本稿では情報サービスを例としたいくつかの問題を紹介するに留めた。

おもうに私法、特に財産法については主張する者の権利保護が優先される傾向にあり、また技術者の感覚と法解釈を行う者の感覚も大きく異なる。このため、著作権法等の実体法の解釈や訴訟法等の手続法の規定による対応策があるにもかかわらず、技術者の感覚での法律違反を確実に避けるために、法律家の感覚からは過度と思われる技術開発や設備投資等も行わざるをえない状況も散見される。今後は技術者も積極的に発言し、マルチメディアの開発と流通利用がさらに円滑に行われる、21世紀をも視野に入れた法律環境の整備に参加されることを訴えるものである。(本稿は筆者の個人的意見である)。

参考文献

- 1) 商業広告事件: S 60.3.29. 大阪地裁判決(別冊ジュリスト「著作権判例百選(第2版)」pp. 124、有斐閣)、パソコン通信会社に対する名誉棄損訴訟(94.4 および 94.5)。
 - 2) カラオケ著作権侵害差止等請求事件、大阪地裁平6.3.17. 判決、認容(控訴)。判例時報 1516 号 pp. 116-160.
- (平成7年4月13日受付)



藤波 進

1969年東北大学工学部機械科卒業。1991年筑波大学大学院経営政策科学研究科経営システム科学専攻修了。1993年同大学院、企業法学専攻修了。1969年日本電信電話公社入社以来、アプリケーションサービスのプログラム、システム、ネットワークの企画、研究開発、ビジネス化に従事。現在、NTT情報通信研究所兼コミュニケーション科学研究所。著書「ビジネスニューメディア」(共著、電通)、「戦略を創る—事業戦略のグランドデザイン」(共著、同文館出版)、他。著作権法学会、企業法学会、組織学会各会員。